

## 炭素税/環境税導入および特別会計見直しに関する提案(Ver.1)

炭素税研究会

### 【要旨】

CO<sub>2</sub>削減のための課税効果を強化すべく、エネルギー課税の税率は現行よりも上げるべきである。エネルギー税の用途の組み換えは重要だが、それだけで炭素税/環境税議論を終わらせてはならない。

原油高は炭素税導入を躊躇する理由にはならない、経済影響はほとんどなく価格効果は確かにある。

軽減措置は、CO<sub>2</sub>削減が確実に行われていることを条件としなければならない。

税収中立を基本とし、一部を温暖化対策に充当する場合、用途を精査しなければならない。

8月末に、環境省および農林水産省は、財務省に対し2回目の炭素税/環境税導入を伴う税制改正要望を行った。一方、小泉首相の意向もあり、議員や省庁による特別会計の見直し作業が活性化し始めた。12月の税制改正大綱策定に向けて、政策担当者の中で、炭素税/環境税導入議論と特別会計改革議論が絡みあいながら、本格化しつつある。

以下、炭素税研究会は、炭素税/環境税および特別会計のあり方に関する提案を行う。

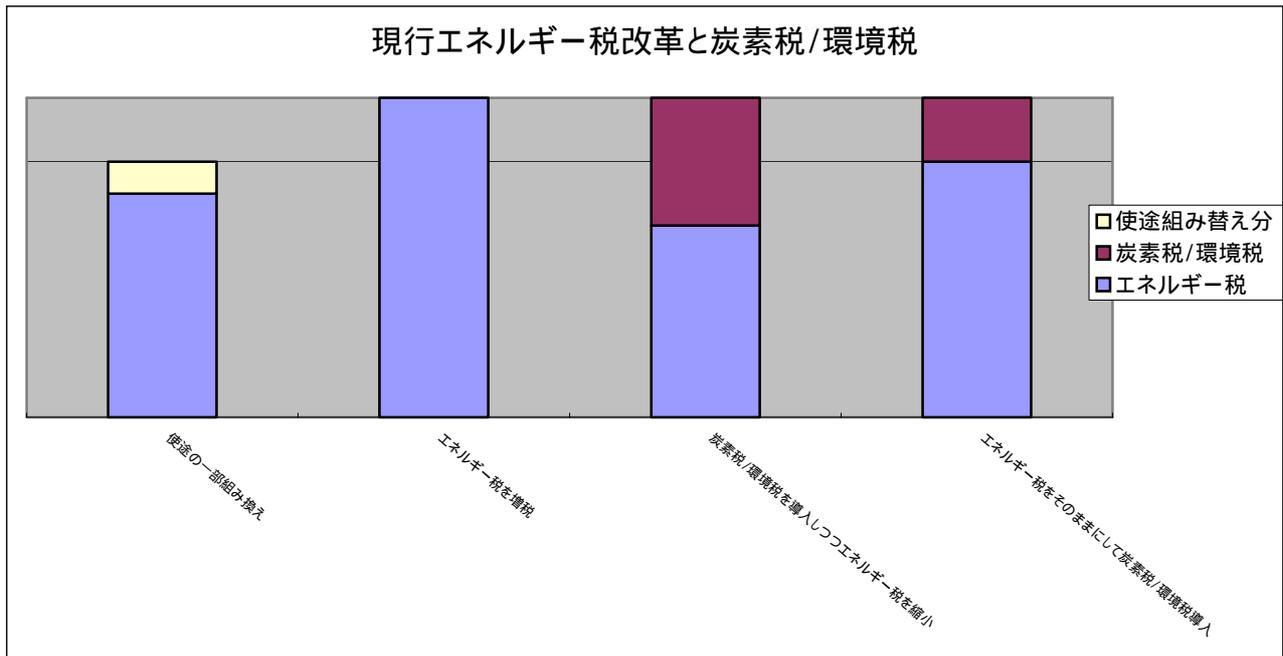
## 1. 特別会計見直しと炭素税/環境税

現行エネルギー諸税を原資とする特別会計は、課税・用途の両面で問題が多く、改革が必要と常々考えられてきたので、その見直し議論が再び盛り上がってきた点については歓迎する。

ただし、現行エネルギー諸税関連の特別会計の議論と環境税導入の議論の組み合わせに関しては注意が必要であり、それらのトータルなあり方について、以下のように提案する。

### ① 課税率は、現行水準より大幅に強化する。

現行の税率水準を下げれば、エネルギー諸税が発揮しているCO<sub>2</sub>排出抑制の価格インセンティブ効果が減少しCO<sub>2</sub>排出増につながり、更に社会的費用負担の観点からも許されず、更なる強化が必要である。新たな炭素税/環境税を導入するか、既存エネルギー税の一定部分を炭素含有量に対応する税率に組み替え、現行税率より引き上げて炭素税/環境税化する形で、化石燃料全



体への課税を強化しなければならない。

**② CO<sub>2</sub> 排出増を促す特別会計予算は削減し、一般財源化すべきである。**

現行エネルギー税関連の特定財源・特別会計は、道路建設・石油開発・空港建設など CO<sub>2</sub> 排出増を促す用途に多く使われており、このような予算は大幅に削減し一般財源化すべきである。そして、必要な用途は、一般財源の中で、他の施策と比較して優先度が高いものから支出すべきである。

**③ 用途の一部を一般財源へ組み換えて温暖化対策に使用することは、炭素税/環境税の導入を意味しない。**

現在、石油特別会計や道路特定財源の一部を一般財源へ組み換えて温暖化対策予算に充てるようにし、それに「環境税」という名称を冠することで、もって「環境税を導入した」ことにしようという動きが見られる。用途の変更は良いことだが、これでは追加的な価格インセンティブ効果を生じる訳ではないので、「炭素税/環境税を新たに導入した」ことにはならない。用途の組み換えだけで、炭素税/環境税議論を終わらせることは断じて許されない。

**2. 原油高と炭素税/環境税**

そもそも、様々な市場要因によって意図せずに生じる原油価格の上昇と、政策として制度設計されて導入する炭素税とは、構造的に全く異なるものである。

**① 炭素税は原油高と異なり経済への影響はほとんどなく、原油価格の高低による経済影響の差はない**

炭素税導入の経済への影響は原油価格が高いと大きい訳ではなく、高低とは関係ない。適切に制度設計された炭素税は原油高と異なって経済(景気・市民生活)への影響はほとんどなく、プラスマイナスほぼ中立的である。

## ② 炭素税のCO<sub>2</sub>削減効果は原油高よりはるかに強力であり、価格による削減効果は確かにある

直ちに化石燃料消費(CO<sub>2</sub>排出)量が減らないのは当然で、短期と中長期に分けて見るべきであり、価格による削減効果は確かにある。当たり前だが、政策として導入される炭素税の方が、原油高よりはるかに強力な削減の価格インセンティブ効果がある。なお今排出量(消費量)が減っていないのは、経済要因(好況による生産量の多さ)の影響もある。

以上見たように、原油高は炭素税/環境税導入を躊躇する理由にはならない。炭素税導入の検討を加速すべきである。

## 3. 炭素税/環境税の軽減措置の留意点

炭素税/環境税導入に伴う激変の可能性を緩和するために、あるいは国際競争力への影響を懸念する意見に配慮し、必要最小限の範囲で税を軽減することはやむをえまい。その軽減措置における主要な留意点として、以下のことが挙げられる。

### ① 軽減措置は、温暖化対策の実施を条件としなければならない。

CO<sub>2</sub>削減努力を行わない主体に対しての無制限な軽減措置は、他の税納付者との公平性の観点から認められない。温暖化対策が確実に行われているという担保が必要である。2004年の自民党環境部会・農林水産部会環境税提案についても「一定の削減努力が行われている場合軽減又は還付」との記載がある。軽減措置を実施する際には、英国などのように、対象となる企業が、一定以上のCO<sub>2</sub>削減を約束し、実行することを条件に、税の軽減を行う「条件付軽減措置」制度を実施すべきである。

### ② 軽減措置は、極めて限定的に適用されるべきである。

産業への激変緩和という点では、エネルギー集約度が基準として考えられ、国際競争力については、輸出入割合が基準として考えられる。現在提案されている炭素税/環境税の諸提案程度の課税額を前提とした場合、出荷額に占める税負担の割合が大きいエネルギー集約型産業に軽減対象業種を限定するのが適当である。軽減措置は、経団連の自主行動計画ではなく、せめて、省エネ法で要請されている努力目標を達成することを条件とするなど、極めて限定的

に適用されるべきである。

③ 透明性を確保すべきである。

他の全ての主体が支払う税を軽減する特例を許すのであるから、透明性の確保は必須であり、削減目標の遵守状況を監視するために、第三者機関によるモニタリングシステムを用意することが必要である。

## 4. 税収使途の留意点

① 炭素税/環境税は、税収中立を中心とした制度設計にすべきである。

炭素税/環境税の税収の扱いは制度設計上重要であり、基本的には、税収を他の税の減税や社会保障負担の軽減などに充てる税収中立を基本とした制度設計とすべきである(ただし、税収活用による削減効果が確認できれば、一部を温暖化対策に充当することも考えられる)。

② 温暖化対策費は、使途の精査を行わなければならない。

既存の年間 1 兆円を超える国の温暖化対策予算は、効果の検証が極めて不十分である。炭素税/環境税の税収が温暖化対策費に充てられる場合、現状では、温暖化対策という名目のもと、かえって環境負荷を増やしたり、効果が全く期待できない予算に振り分けられる可能性がある。温暖化対策に充当する場合には、(狭い意味での利害関係を含まない)第三者機関にて精査し、CO<sub>2</sub>排出削減効果が認められたもののみ充当されるべきである(環境税の公明党環境部会案においても、税収使途の温暖化対策財源については、「削減量を確実なものとするため、使途による削減量について毎年検証する仕組みを検討する」と、具体的に言及している)。

道路特定財源やエネルギー関連特別会計(電特特会と石特特会)なども、温暖化対策費の使途を精査する体制を強化することを前提とし、環境負荷の大きい財政支出を減らし、それによって生じた新たな財源を温暖化対策に一部振り向けていくことが重要である。

以上

### 【炭素税研究会】

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、気候ネットワーク、WWF ジャパン、持続可能社会研究会、グリーン・フォワード等の NGO メンバー、研究者、税理士、企業人等で構成。地球温暖化に対処する炭素税の早期導入に向け、研究・提言活動を行う。

炭素税研究会事務局:「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 担当:足立

〒106-0047 東京都港区南麻布 5-2-32 興和広尾ビル 2 階

TEL:03-3447-9515 FAX:03-3447-9383

E-mail: [adachi@jacses.org](mailto:adachi@jacses.org) URL: [www.jacses.org](http://www.jacses.org)